

平成28年度第1回豊川市環境審議会 議事録

日 時 平成28年11月30日（水）

午後1時30分～

場 所 豊川市役所本33会議室

■出席者

（委員）

藤田 佳久（会長・愛知大学名誉教授）

後藤 尚久（副会長・国立大学法人豊橋技術科学大学）

中島 国輔（愛知県地球温暖化防止活動推進員）

田中みや子（愛知県地域環境保全委員）

河合 和寛（豊川商工会議所 産業基盤強化委員会委員長）

伊藤 文則（一般社団法人豊川市医師会監事）

寺部 重人（一般社団法人豊川市薬剤師会会長）

安藤 和史（豊川市連区長会理事）

小野 孝子（東部生活学校運営委員長）

山口 五月（豊川リサイクル運動市民の会会長）

丹下恵美子（エコ☆はじめの一步役員）

岩見 雄史（東三河総局県民環境部環境保全課課長）

勝見 富和（豊川保健所生活環境安全課課長）

菅沼由貴子（豊川市教育委員会教育委員）

（事務局）

環境部部長 岡田 光弘

環境部次長 椎葉 浩二

環境部環境課課長 林 修

環境部清掃事業課課長 森下 保

環境部環境課課長補佐 山口 光

環境部清掃事業課課長補佐 林 俊光

■議 題

- （1）豊川市災害廃棄物処理計画（案）について
- （2）豊川市環境基本計画実施計画の進捗状況について

■会議内容

1 あいさつ

豊川市長によるあいさつ

2 諮問

議題 1 にある豊川市災害廃棄物処理計画（案）について、豊川市長から環境審議会にその見直しに係る諮問を行った。

3 議題

（1）豊川市災害廃棄物処理計画（案）について

清掃事業課課長補佐 概要説明

清掃事業課課長 事前にいただいた質問について回答

・委員からの事前質問及び事務局回答

（事務局）

4 ページの有害廃棄物について、ご質問をいただきました。

石綿含有廃棄物やP C B も災害廃棄物に含まれる計画となっているが、事前に処理することはできないのかというご質問です。

石綿含有物につきましては、現在も建材等として使用されている建築物は多数ございます。これらを災害廃棄物対策として、事前に撤去交換を求めることは難しいと考えます。また、P C B については、法律に基づき期限を定めた処理が義務付けられております。これにより計画的な処理が進むものと思われま
す。東三河県庁において、P C B 廃棄物の保管情報は有してみえるので、参考
にしたいと考えております。

（事務局）

8 ページ、1－4にある情報収集・連絡体制について、ご質問をいただきました。

道路や橋などの被害情報の収集については、住民からの情報を集めることも重要になると思われる。そういった仕組みづくり、例えば被害情報のメールボックスなどの設置など。このような考えはありますかというご質問です。

被害情報収集の手段につきましては、廃棄物処理のみの課題ではございませんので、防災対策課へご意見を伝えさせていただきます。私たちが対応する災害発生後の廃棄物処理計画に必要となります交通関係被害情報は、災害対策本部から得ることとなります。

（事務局）

1 2 ページ、1－7－3 仮設トイレ・簡易トイレについて、ご質問をいただきました。

仮設トイレの配備場所の一覧なども計画に記載すれば、災害時に役に立つのではないかというご意見をいただきました。

仮設トイレの配備場所は、指定避難場所を基本に設置することになります。「豊川市地域防災計画の資料編」には、指定避難場所が掲載されていますが、事前に仮設トイレ配置場所を本計画で決定いたしますと、設置が不要の場所に置かれているのではないかという誤った情報を提供する可能性もありますので、控えさせていただきます。避難所等の設置とその状況に応じた配置を実施計画で定め、広報していくことといたします。

(事務局)

13ページ、表1-8-1行動計画について、ご質問をいただきました。

発生直後において、ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認とあるが、安全性が確認できしだい稼働できるのかというご質問をいただきました。

焼却施設の運転には電気の他、コークス、排ガス処理用の消石灰等が必要です。それとは別に運転人員の確保も必要です。現在、24人の交代運転ですが、運転員が被災する可能性もあります。少人数での運転も視野に入れる必要があると思われます。安全性の確認後、人員、電力、必要資材の継続的な確保の見通しができ次第、運転を開始します。

し尿処理施設においても人員、電力、薬品の確保等ができましたら稼働を行うことを考えています。ただし、処理がいったん止まりましても、ごみピットやし尿受入槽に余裕があります。5日分ほどは受入だけは可能です。その間の情報収集により、仮置きや一時保管を考慮しても、処理の見込みが立たない場合には、他団体への支援を要請します。

(事務局)

29ページ、2-7仮置場について、ご質問をいただきました。

発災後のごみの集積場所について、あらかじめ定めておくことにより短期間で設置でき、住民が自主的に行動できると考えるが、事前に集積場所を定めておく必要はないかというご質問をいただきました。

ごみの集積場所となる可能性の高い公園などは避難地として位置づけられているところが多いです。また、生活の維持のために必要な場所、例えば給水場所や生活物資の配布場所などとしての利用の可能性も高いという状況です。どうしてもそちらが優先されることとなります。

被害の状況及び復旧復興の状況により、ごみの集積などの用地がだんだん確保できるようになると思われますので、地元と調整をしながら必要に応じて集積場所を増やしていきたいという考えでございます。

(事務局)

全体に関する事で、この計画を行動へ移すためのマニュアルはありますか

というご質問をいただきました。

震災時においては、既に策定しております「豊川市職員震災対策行動マニュアル」に従って災害廃棄物処理対策を実施することとなっています。内容は本計画に合わせて見直しをすることと考えています。したがって、回答といたしましては、「あり」という回答になります。

ただし、本計画におきましては想定される最大被害規模の地震が起きた時を前提として、処理対策を想定しております。実際の被害規模により、実施すべき内容は大きく変わることが想定されます。また、人的被害や利用を予定している車両や施設の被害も読めませんので、事前の完全なマニュアル策定は難しいと思われます。

適切かつ迅速に処理するために、何が必要か、どのような情報が必要であるかを考え、準備しておくことが重要であると考えております。

・委員からの意見及び事務局回答

(委員)

収集運搬や仮置場の設置について、まずは市の方で努力をして、足りない部分は外へ応援を頼むというスタンスでよろしいですか。

(事務局)

はい。指針もそのようになっております。まずは自助努力をいたします。そして、不足分については、東三河の近隣で対応することになります。それでも不足するようでしたら、県とか、協定を結んでいる市町村や民間の会社と対応するという手順になっています。

(委員)

収集車は市に十分あるから、それで対応するということですね。あと、仮置場では重機などが必要になってくるとはと思いますが、それらも市にはありますか。

(事務局)

市では、重機を3台ほど持っています。仮置場が何カ所にも分かれてしまうと、全部に持っていくわけにはいきません。建設業協会とも協定を結んでいるので、そちらにお願いをすることも可能であると考えます。

(委員)

仮置場が足りなくなったら臨海部の埋立地や河川敷を活用するとおっしゃっていましたが、管理は、臨海部の埋立地であれば県、河川敷であれば国土交通省でしょうか。事前に何らかの形で話し合いがあるのでしょうか。

(事務局)

臨海部の埋立地は愛知県、(豊川などの)河川敷は国土交通省です。話し合いについては、これからです。実際に希望している場所が、他の計画で使用されるという可能性も十分あります。生活物資、生活に必要な作業などが、優先されます。

それがひと段落し、空いている場所をお願いしていくという形になると考えています。計画に掲載してあるものは、自分たちが使える確実なものを掲載しています。一宮地域には野球場がいくつかございます。それらが5,000㎡とか、6,000㎡とかありますので、一時的な仮置きができる場所もございます。ただ、教育委員会の所管であったり、施設管理の部分が違ったりしていますので、勝手に計画の中に掲載しておくのは難しいです。

また、地元との調整も行わなくてはなりません。先に処理計画に載せてしまうと、反対が起こる可能性もあります。それを避けたいという考えもあります。

不足分については、どのように対応するかを震災の規模に合わせて考えていくという内容になっています。

(委員)

こういった非常時の時でも、ゴミ袋は、従来どおり指定されたゴミ袋を使う予定ですか。

(事務局)

実際に流通が止まってしまった場合、ゴミ袋が手に入らないということがあります。生活援助物資としていただいた他市のゴミ袋を使用したり、お借りしたりすることもあります。それを使ってゴミを出してくださいということも考えられます。

中身が見える袋にはしていただきたいと思います。実際の被害の状況に応じて、共用できるものは共用したいと考えます。

資源として分別回収しているびんとか缶とかペットボトルについて、分別で回収する余裕がなくなるのではないかと考えます。収集の体制も弱くなります。まず、燃えるものと燃えないものを分別し、集めることを考えないといけません。その時点に応じた分別、区分の仕方を広報させていただいて、まずは収集の体制を確保することが必要になると考えます。

(委員)

震災が発生した後のゴミ袋のお話がありました。広報する手段としてもいろいろなことを考えているということによろしいですか。

(事務局)

広報車での巡回を中心的にやらざるをえないと考えています。通常の伝達経路は遮断されていると考えますので、収集の制度を変えるのであれば、市内を

広報車で巡回することが一時的な手段になると思います。

(委員)

災害時のマニュアルも定めておかないと、突然の対応に困ってしまうと思います。先にごみを出されてしまったら、ごみを分けることもできないと思います。そのあたりをきちんとする必要があると考えます。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

基本的な質問となりますが、清掃工場や処理センターの耐震はいかがでしょうか。

(事務局)

最新の耐震の基準で清掃工場とし尿処理場は、対応しています。震度6弱の地震であれば、崩れることはないと判断しています。清掃工場の新しい方は、平成15年に建てています。し尿処理場は、平成12年に建てています。今の基準に合致させていますので、大丈夫ではないかと判断しています。

(委員)

震度6弱ですね。それが基準ですか。

(事務局)

震度6弱が今の想定の震度となっています。震度7でも大丈夫だという話は聞いています。

(委員)

5ページの組織体制ですが、豊川市として四角で囲ってあるのは、環境部清掃班のスタッフ・組織が分けられ、中心になって対応するということですか。また、スタッフは足りるという判断ですか。

(事務局)

はい。組織体制については、そのようになります。スタッフの数としては、正直、厳しいところはあると思っています。清掃工場や収集の担当は、直営で行っており、直営の職員は25人ほどいます。実際に収集をまかなっている人員もいます、また災害時に参集できる状態かどうか不安であります。一部、応援をいただかなくてはならない部分もあります。

収集体制は、委託業者が運営に入っています。ごみの収集でも3/4は委託の事業者となります。そちらのほうと協力することも考えています。そうすれば、実働の人員確保はできるかと考えています。

(委員)

(5ページにある図の) 右からの矢印は、足りなければそういったところから応援してもらおうということですか。

(事務局)

はい。他の部署、他の仕事をやっているところと調整をしていくということになります。

(委員)

基本的には、環境部清掃班でまかなっていくということでしょうか。

(事務局)

はい。そういうことです。

(委員)

26ページの処理フロー図のところですが、一次仮置場にて粗選別を行うとありますが、これは集積場から運ぶときに選別してもらってくるのか、一次仮置場で選別をするのか、どちらのイメージでしょうか。

(事務局)

集積場に集められたときには、おそらくいろいろなものが混ざっていると思われれます。一次仮置場が十分な広さがないので、集積場で積み込む際に選別をすることが重要だと考えています。

(委員)

集積場にある程度のスペースがあれば、個人が持ってくる時にある程度、分別をして置けると思うのですが。平成12年に名古屋で発生した集中豪雨による水害では、集積場にはありとあらゆるものが山盛りになっていました。どうやって整理して、運ぶのかなあと思いました。

集積所にスペースさえあれば、ある程度、分別をして、普段の分別方法で対応していただけたらと思います。それを一緒にいいということになれば、そこで分別して、運搬するとなると大変なことになります。どのように出すかを案内する必要があると思います。

(事務局)

実際に災害が発生したときは、集積場をいかにうまくアナウンスしながら、分別して置いていただけるようにできるかが、重要です。できる限り、地元と調整・協議をさせていただきながら、後が比較的スムーズに行くような工夫をさせていただくように努力し、計画を進めていきたいと考えます。

(委員)

一次仮置場へ、個人からの持ち込みもOKにするかどうかですね。

(事務局)

他の自治体の例をみますと、非常に渋滞を引き起こしてしまって、半日以上かけてやっとたどり着くといった例も聞いております。実際に、直接受入をオープンにしてしまうことが効率的かどうかという点について疑問であると思っています。量に応じて、どこまでを受けるのかなど、実施計画みたいなものを

作らせていただき、そこで検討しながらやっていくことになると思います。

(委員)

直下型の場合は大変で、お手上げになるかもしれません。少し離れた所、少し深い所であれば、かなり差が出てきます。中世の終わりに大きな地震があったときは、豊川の下流の一带は津波で流されて、多くの住居、神社やお寺が豊橋の照山のふもとへたどり着いたという記録があります。豊川の沖積低地の周辺、段丘の上の方でいいますと、東海道新幹線より向こう、あるいは東海道本線ぐらいのところ、標高が5メートルぐらいのところ。そのあたりが地震と津波のダブルパンチを受けるのではないかと思います。

こちらの台地のところは、津波の影響がほとんどないと思います。地盤も比較的安定していると思います。

御津あたりの調査のときにも、各地の津波の被害、江戸時代に津波で大きな被害を受けていますし、前芝辺り、小坂井の東漸寺がありますが、前芝の観音さんがそこまで流れつき、それをおまつりするためにお寺ができたという伝書があります。当時は、あまり人が多くなく、情報が記録としてあまり残っておらず、伝書などから引っ張ってくると、沿岸部は確実にやられています。結構大きな地震による津波が押し寄せています。そのときは豊川の周辺の低地は水没します。以上、私の感想です。

もう一点。こういった非常時の時は、他の課と調整する必要があると思います。あらかじめ調整しておいて、部長の特権で一気に話を進めたり、市長さんが一気に話を進めたりといったような体制を組まないと、現場でとか、その時に協議をしていたら時間ばかり過ぎてしまいます。非常時のときは、多少強引にやるといった体制が必要だと思います。

(事務局)

津波の話ですが、国も東日本大震災の経験を元に、津波の堆積物の被害想定を出しています。これによって、本市の被害想定が大きくなっています。今までに経験のないものです。豊橋市、蒲郡市、田原市については、非常に大きな数字になっています。この件については、共同して何か対策をしていかないといけないと考えています。泥とごみが混ざったものを処理する機械はあると聞いていますが、それを共同で動かすとか、協調的な部分が必要であると考えます。

もうひとつ、地震の被害が少なくても、津波被害のあった所となかった所では大きな差が生じます。その時に、市として一律のごみの対応ができるかどうかは課題です。被害ごとのうまくすみわけができるかどうかは課題となっております。

(事務局)

環境部長は、防疫とか、死体処理とかの役割もあります。私に対応についての相談をさせていただく立場の方ですので、指示をいただきながら対応をしていきたいと思います。

(事務局)

5 ページの組織図の中に、災害対策本部員会議というのがあります。豊川市で災害が発生した場合は、市長をトップとした部長級の職員が参加する災害対策本部員会議が設置されます。ここにすべての情報が収集され、市長から直轄で指示が出ます。その会議の中で即時、(野球場の使用などの) 決定、指示が担当課へ出されます。縦割りによる障害などは生じないと思います。

(委員)

災害が起こる可能性がある中で、事前に集まってシミュレーションなどを行ったことはありますか。

(事務局)

はい、実施しています。被害想定を踏まえ、会議室で想定の会議を行っています。対応などのシミュレーションを定期的を実施しています。

(委員)

豊川市が大変なことになっているときは、豊橋市も新城市も蒲郡市もみんな同じでしょうから、お互いに救援しあうことはなかなか難しいと思います。そのあたりの役割分担はできるのでしょうか。

(事務局)

今回、県が処理計画を作りましたので、それに基づいて各市町村がその下に位置づけられる自分たちの計画づくりを行っています。それらの中で、県が市町村間のごみの移動や指示をされると思います。大元となる県の計画ができたので、その被害想定に基づいて、豊川市分の計画について定めていくという状況です。

(委員)

自分が住んでいる所が、どの程度危険度があるのかななどを周知するために、地盤型に関する地図が送られてきています。いざというときは、このような状態になりますよという情報を住民にも知らせたほうがいいと思います。

(事務局)

防災マップがあります。水深における被害想定が地区ごとに示され、住民に配布されています。

(事務局)

宅地の地盤の強度も問題ですが、市で現在、問題としているのは住宅の密集地です。災害発生時における密集地での被害、安全の確保といった課題について、牛久保地区で住宅密集地における災害を想定し、倒れそうな家や塀、緊急

避難の際の道路の確保などの話し合いが行われています。

これをきっかけに、豊川地区や国府地区など旧市街地の密集地における被害想定や安全確保について、話し合いが行われています。

(委員)

先ほどから話を聞いていると防災対策本部で土地の取り合いをして、ごみの仮置場などを決めるといった、まどろっこしく、斜のかかった計画しかできないのかと思ってしまいます。あらかじめ1カ所、2カ所はここだけは絶対、ごみの処理で使える場所を決めないとい何もないと思います。

私は、ごみの片付けを手伝いたいと思っています。市は、まだ決めていないから動けないでは、どんどん日にちが経ってしまいます。この計画の中に1カ所、2カ所は、ここは市民が持っていけるという場所を明記しておいたほうがよいと考えます。

共助という考えを一番に取り入れられないといけません。市で何でもやろうと思ってもできないと思います。市職員の半分以上が被災して、動くことができなくなった場合の計画をつくっておく必要があると思います。

東北の子ども達が言っていたことで、ごみがいつまでも自分の家の近くにあるのがいやだった、自分の身長よりも高い山になっているのがいやだったというのを聞きました。私たちが被災したときは、子ども達にそんな思いをさせなくてもすむような計画をつくらないといけないと思います。

(事務局)

市が、ここは大丈夫だという仮置場を30ページに示しています。ただ、委員が言われますように各町内で、集積地、仮置場などを決めようということになりますと、町内単位での協議が必要になってくると思います。

明記することで確実になると思いますが、そこまでできる状況ではございません。そのようなことができるように実施計画より前に、あらかじめの調整ができるように工夫をしていきたいと考えます。

また、場所が確保できる町内、確保できない町内があると考えます。

(委員)

確保できない町内があってもいいと思います。市民としてもだいたい、確保できる場所は分かります。市一律平等という考え方ではなくてもいいと考えます。共助という考え方を入れて、計画を作る必要があります。

(事務局)

各町内に自主防災会ができています。その中で、ひとつの町内会だけではなく、連区単位とか、校区単位まで広げてはどうかという点は、防災対策課へ問題提起していきます。せっかくのご意見ですので、地域の中で話し合っていくようにしていきたいです。

ただ、この処理計画の中で細かな指定はできません。最低限置ける場所が明記されています。収まらなければ、緊急的に場所を指定することになります。今日の会議資料の30ページ仮置場につきましては、まずそこへ搬入するという位置づけになっていることをご理解ください。

防災対策課にも問題を提起し、ごみの処理に関する問題についても、計画ができあがった時には、地区でごみをどうするかについても課題として、各地区でも話し合っていただけるように取り組んでまいります。

- ・ 清掃事業課長から資料6 豊川市災害廃棄物計画策定スケジュールについての説明を行った。委員からの意見及び事務局回答

(2) 豊川市環境基本計画実施計画の進捗状況について

環境課課長補佐 資料説明、及び事前に提出された質問への回答など

(事務局)

事前にご質問のありました事業について、ご説明させていただきます。お手元の資料の5「豊川市環境基本計画実施計画（平成27年度～平成31年度）」をご覧ください。

7ページをご覧ください。一番上の表にある公共施設における太陽光発電システムの導入についてです。平成27年度から平成31年度までの目標指標について、15箇所とあるが、これは累計ということでもいいか、また、計画事業量の平成27年度については、音羽庁舎への設置でよいかというご質問をいただきました。

これについては、累計として15箇所で計画をしており、平成27年度の実績は音羽庁舎への設置となります。

(事務局)

8ページをご覧ください。中段、下段にあります「風力発電システムの情報収集・研究」「小水力発電システムの情報収集・研究」について、具体的な計画や成果はあるかというご質問をいただきました。

この件については、先ほどの説明にもありましたが、課題等を考慮しながら、さらに調査・研究を進めていく考えです。

(事務局)

9ページをご覧ください。これは、ご意見ですが、「環境目標2・車の使い方を考えよう」について、このところテレビ等で報じられている高齢者ドラ

イバーの事故を合わせて考えて欲しいという意見をいただいております。

(事務局)

14ページをご覧ください。一番上の表、公園整備事業についてです。計画事業量に「ワークショップの開催」とありますが、具体的にはどんなことを考えているかというご質問をいただきました。

これにつきましては、公園等を整備するにあたり利用者となられる地域の方にご参加いただき、ご意見をいただく機会ということになります。ワークショップの場でいただいた意見などを翌年整備する公園等に反映させる流れで、整備の前年度に実施する計画となっております。

(事務局)

17ページをご覧ください。取組8 河川・海岸の保全の取組の方向性にある「市民・事業者に対しての保全活動の啓発・支援」は、どんなことを考えているのか。同じく、17ページの下段にある河川の清掃「クリーン大作戦」は、誰が実施するのかを教えて欲しいとのご質問をいただきました。

まず、「市民・事業者に対しての保全活動の啓発・支援」についてですが、河川や海岸周辺の草刈りであるとか、ごみ拾いについて啓発をしたり、委託や補助などを行ったりすることで支援をしています。また、クリーン大作戦については、国、県、市と市民団体の呼びかけにより、毎年10月に豊川周辺で実施しております。そして、地域住民、国、自治体が一体となって、豊川のごみを拾い、河川の清掃を行います。

(事務局)

42ページをご覧ください。放置自転車対策推進事業についてです。放置自転車対策として、具体的にどんなことをしているのか、市としてどんな啓発をするのか教えて欲しいとのご質問をいただきました。

具体的な活動としては、放置自転車をなくすための啓発、鉄道駅でのパトロール・撤去となります。啓発事業としては、のぼりや看板の設置をし、市民への呼びかけを行っています。パトロールについては、シルバー人材センターへ委託する形で週2～3回実施しています。その中で、放置されている自転車の撤去作業を行っています。

(委員)

地球温暖化の関係です。パリ協定が11月4日から発効となりました。温室効果ガスの排出削減について、2030年には2013年比で26%の削減となっています。来年3月頃、市町村にも厳しいCO2の削減目標が設定されます。これに対応するには、いろいろな知恵が必要だと考えます。また、率先して対応していかななくてはなりません。それに関する情報がありましたら提供して欲しいです。

(事務局)

だいたいハードルが上がると認識しています。市としまして、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中で、市民、事業所の力を借りながら進めていきたいと考えます。

(委員)

資料3の5ページにある身近な自然観察調査市民参加者数累計について、毎年の参加者数ではなく、累計にするのはどんな意味があるのでしょうか。単年度の状況は、成果・課題のところを見ればいいのでしょうか。

(事務局)

毎年ごとの参加者でも、累計でも変わりはありません。市の総合計画の指標として、参加者数の累計を利用していますので、環境基本計画もそれに合わせて累計としています。単年度の実績については、成果・課題の部分に記載のありとおりです。

(委員)

資料5の31ページをお願いします。そこにある資源等の持ち去りについてです。監視パトロールの時間は、かなり早い時間にやっていますよね。

(事務局)

午前7時より始めています。

(委員)

私は、いつも資源を6時ごろ出しています。何回か、持ち去りの現場を目撃していますが、声はかけられないです。監視もそのくらいの時間でないと。暗いときに来ています。6時ぐらいの時間帯でやっていただけると、ありがたいです。7時ではもう去った後だと思います。

(事務局)

抜き取りのパトロールは平成22年から始めています。それ以前は、持ち去りをする人が30人、40人ほどいました。パトロールのおかげで落ち着いてきました。ここにいたという情報をいただければ、パトロールに行きます。また、法的手段も考えています。

(委員)

資料5の10ページ、自転車利用の促進、道路建設課のところですが、交通量調査の中で自転車の台数について、統計(数値)を取っていますか。促進をしているということですので、自転車の台数が増えているかを把握していますか。

せっかく、環境の課題として自転車の利用促進を考えているのであれば、その実態、安全対策が必要だと考えます。道路状況と自転車の利用を兼ね合わせ

て、実際の自転車利用が増え、自動車の利用が減るとなればいいと思います。実態を把握し、確認する必要があると思います。

(事務局)

手持ち資料がないため、後日、確認の上、ご報告とさせていただきます。

(事務局)

国が方針を変えています。今まで道路に対して歩道は4メートルとかで整備すればよかったのですが、今は自転車用の歩道と歩行者用の歩道を整備するようになっています。新しい道路だと、車道、自転車道、歩道に分かれています。歩道幅が6メートルぐらいとってあります。

市としては、歩道に6メートルとると、今まで都市計画決定した道路幅をまたさらに広げることになります。今の歩道幅の中で、自転車専用道としての色分けとかを建設部で検討しています。自転車専用の形で歩道の一部を使えないかと、道路維持課、道路建設課が少しずつ歩道整備のあり方について、検討に入っています。

(委員)

歩道が整備されないうちに道路交通法の改正があり、自転車が自動車と同じ扱いになってしまいました。向こうから来る車をよけながら自転車に乗っていましたが、今は後ろから車が来る状態になり、気がつかないことがあります。怖い思いをしています。車道を車と一緒に自転車で走るのは大変なことです。

(事務局)

自転車も車と同じ扱いになりました。現実、姫街道の歩道を見ても、標識に歩行者と自転車の両方がついていて、自転車と歩行者が使う歩道になっています。

警察との協議では、委員のお考えが正しいのですが、実施、自転車で車道を走るのは怖いです。歩道を自転車で走られている方が多いです。交通安全上、危ないと思います。用地買収や移転補償を絡めず、今の道路幅員や側溝のふたを強固にしたりして、自転車が走れるようにするなど、自転車のことを考えた整備について検討中です。

(委員)

車が通るだけで精一杯の道を自転車も走れというのは、高齢者、主婦にとってはとっても怖いです。やっぱり、車道でなく、歩道を走るようになります。向こうから人が来れば、その都度、自転車から降りています。早く整備ができればいいですが、もう少し現状を考えて欲しいと国に言いたいです。

(委員)

ヨーロッパの古い町並みでは、道路の幅がないですね。しかし、いろいろと工夫してやっていますね。

(事務局)

ヨーロッパ、オランダなどとは文化が違うと思います。自転車と共存しています。自転車を活用した環境問題への取り組みがあつたりします。日本はまだ自動車文化で、なかなか歩行者や自転車の利用者に手が回っていないのが現実です。自転車が安心して走れる道路づくりには、時間がかかると思います。

(委員)

自転車の見直し、重要視されるような雰囲気を作る必要があると思います。

(事務局)

自転車道については、資料5の11ページに、道路維持課の事業として自転車道の整備があり、カラー舗装の整備が検討としてあがっています。委員の皆さまの意見については、道路維持課へつないでまいります。

3 その他

事務局から次の2点について説明

- ・ 次回の審議会の予定
- ・ 新たに審議会委員になられた委員のマイナンバーに関する手続き

会議終了